

広島県告示第四百四十六号

令和五年広島県告示第三十九号で命じた次の区域に係る高病原性鳥インフルエンザのまん延を防止するための家きん、家きん卵、家きんの死体、敷料、排せつ物、家きん飼養器具その他高病原性鳥インフルエンザの病原体を広げるおそれのある物品等の移動及び移出入禁止措置は、令和五年二月二十二日に解除した。

令和五年二月二十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

移動及び移出入を禁止した区域

世羅郡世羅町大字別迫、三次市甲奴町小童